

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

———— 規 則 ————	
○亀岡市公印規則の一部改正 (保険医療課)	2
———— 告 示 ————	
○亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正 (市民課)	3
○自動車臨時運行許可番号の失効 (市民課)	5
○公示送達 (税務課)	5
○公示送達 (保険医療課)	6
○物品売払代金徴収事務の委託 (農林振興課)	8
○収納事務の委託 (ふるさと創生課)	9
○指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課)	9
○亀岡市議会定例会の招集 (総務課)	9
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	10
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	10
———— 公 告 ————	
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	11
○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	15
———— 任免及び辞令 ————	

### 監査委員欄

#### ———— 公 表 ————

○平成27年度定期監査結果に対する措置状況	17
○平成27年度定期監査結果に対する措置状況	21
○平成27年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況	23

### 教育委員会欄

#### ———— 告 示 ————

○亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱	25
-----------------------	----

### 選挙管理委員会欄

#### ———— 告 示 ————

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所	30
--	----

### 上下水道部欄

#### ———— 告 示 ————

○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示	30
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	30
○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示	31

## 規則

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中

「

国民健康保険料の更正（決定）通知書、催告書及び国民健康保険法第113条の2に基づく事務並びに後期高齢者医療保険料の更正（決定）通知書、過誤納金還付通知書及び過誤納金充当通知書

」

を

「

国民健康保険の資格に関する文書、国民健康保険料に関する文書、国民健康保険の諸給付に関する文書及び国民健康保険法第113条の2に基づく文書並びに後期高齢者医療保険料の更正（決定）通知書、過誤納金還付通知書及び過誤納金充当通知書

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告示

亀岡市告示第183号

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第4項中「申請者が次の各号のいずれかに該当するとき」を「申請者」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

第5条第3項及び第4項を削る。

第6条第1項中「登録期間中に」を削る。

第7条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第3号の次に次の2号を加え、同条第5号を同条第6号とする。

(4) 登録者に係る消除された住民票及び戸籍の附票並びに除かれた戸籍の保存期間が経過したことにより証明書が交付されなくなったとき。

(5) 前条第1項の規定による変更の届出を行わなかったことにより、次条第1項の規定による通知書が返戻されてきたとき。

別記第1号様式中「期間満了日」を「登録抹消日」に改める。

別記第2号様式中「登録期限」を「登録抹消日」に改める。

別記第3号様式中「期間満了日」を「登録抹消日」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

交 付 年 月 日	年 月 日
交付した住民票の写し等の 種 別 及 び 通 数	<input type="checkbox"/> 住民票（除票を含む。）の写し 通
	<input type="checkbox"/> 住民票（除票を含む。）記載事項証明書 通
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む。）の附票の写し 通
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む。）の謄本・抄本 通
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書 通
請 求 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 本人等の代理人による請求
	<input type="checkbox"/> 個人による第三者請求
	<input type="checkbox"/> 法人による第三者請求
	<input type="checkbox"/> 特定事務受任者 <sup>(*1)</sup> による職務上請求 <sup>(*2)</sup>

- \*1 特定事務受任者とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。
- \*2 職務上請求とは特定事務受任者が受任している業務を遂行するために必要がある場合に、特定事務受任者の所属する団体が発行する職務上請求書を使用して行う請求をいいます。
- ※ 亀岡市個人情報保護条例に基づき、住民票の写し等の交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも法人の名称や特定事務受任者の氏名等以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 現住所等が変わった場合は、変更届を提出してください。
- ※ 本通知に関することは、下記の担当までお問い合わせください。

担 当 課 係	市民課 受付係
担 当 者 名	
電 話 番 号	

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第184号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成28年8月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京240亀岡	平成28年8月12日	省略	平成27年11月24日

「揭示済」

亀岡市告示第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成28年度第1期分 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

4	省略	省略
---	----	----

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第186号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
3	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略

11	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
15	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
17	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
24	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名称	所在地
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
BOOKSはあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金  
「亀岡の行事と行事食」

## 3 委託期間

平成28年8月19日から平成29年3月31日まで

「揭示済」



亀岡市告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリームゾンハウス  
楽天株式会社
- 2 委託した収納事務  
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金の収納事務
- 3 委託事務の取扱期間  
平成28年8月26日から  
平成29年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成28年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリームゾンハウス
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成28年8月26日から  
平成29年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成28年9月5日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成28年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第191号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

---

亀岡市告示第192号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第35号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年8月5日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工事番号     | 28建第2号  |
| (2) 工 事 名    | 市営吉川住宅整備工事（第3工区）  |
| (3) 工事場所     | 亀岡市吉川町穴川地内  |
| (4) 工事種別     | 建築一式工事  |
| (5) 工事概要     | 市営吉川住宅整備工事（第3工区）<br>吉川住宅 大規模改修工事 一式<br>・補強コンクリートブロック造平屋建て 3棟 11戸<br>下水接続<br>屋根・外壁改修<br>・補強コンクリートブロック造2階建て 1棟 1戸<br>下水接続<br>・木造平屋建て 4戸<br>下水接続<br>・木造平屋建て 4戸<br>除却他、外構工事<br>・附帯電気、機械設備工事 |
| (6) 予定価格（税込） | 120,096,000円<br>【入札書比較価格（税抜） 111,200,000円】  |
| (7) 工 期      | 契約日の翌日から平成29年3月10日まで  |
| (8) 部 分 払    | 無   |
| (9) 前 金 払    | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金  |

の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成28年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年8月5日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年8月5日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
一般競争入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年8月17日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年8月18日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年8月23日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年8月16日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年8月24日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年8月26日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年9月2日（金） 午前9時から午後5時まで 平成28年9月5日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年9月6日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第36号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成28年9月20日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成28年9月21日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成28年10月5日までにこれを申し出ることができる。

平成28年8月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 平成28年8月19日  
至 平成28年9月20日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

峰 島 厚  
寺 田 直 人  
木 崎 博 彦  
酒 井 忠 繁  
法 貴 香 代  
荒 樋 博 利  
中 村 雄 一  
沼 津 雅 子  
松 井 やす子  
上 西 ますみ  
加 藤 孝 昭

(各 通)

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します  
平成28年8月1日

廣 瀬 義 直  
中 村 昌 博  
松 橋 奈津子

(各 通)

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

櫻 井 邦 男  
野 田 幸 秀  
長 沢 美 香

(各 通)

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します  
任期は平成29年9月30日までとします  
平成28年8月4日

亀 井 義 一  
大 西 章 弘  
中 薮 裕 介  
石 倉 直 樹  
石 山 秀 和  
松 山 豊 樹

(各 通)

亀岡市環境基本計画推進会議委員に委嘱します

(各 通)

串 崎 哲 史  
山 下 昇  
俣 野 希和子  
高 根 京 子  
難 波 修一郎  
入 江 重 美

亀岡市環境基本計画推進会議委員の委嘱を解きます

平成28年8月12日



## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年8月17日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

### 平成27年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部</p> <p>ア 環境政策課</p> <p>(ア) 犬登録等手数料において、一部に調定漏れ及び誤りがあった。</p> <p>調定をはじめ会計事務については、漏れなく正確に事務処理を行うとともに、適切にチェックできる仕組みを検討されたい。</p> <p>(イ) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事務において、事務処理の経過が記録されておらず、決裁もされていなかった。</p> <p>事務処理規程には、「事務は、原則として文書により決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する係長より順次所属の上司の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けなければならない。」と定められている。</p> <p>適正な事務処理を行う上からも、申請書の文書受付から交付までの事務の関与者及び決裁者を明確にするよう申請書様式等において</p>	<p>指摘のあった犬登録等手数料の調定漏れ及び誤りについては、犬の登録件数を改めて調査し、調定の更正を行った。</p> <p>今後、調定を始めとする会計事務処理について、正副担当者による交付申請書と管理台帳の照合・確認を再度徹底することとした。</p> <p>犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請書に決裁欄及び事務処理内容記載欄を設けて、文書受付から交付までの事務の関与者及び決裁者が明確になるように改善した。</p>

<p>工夫されたい。</p> <p>イ 環境クリーン推進課</p> <p>亀岡市指定ごみ袋の作製の契約事務において、緊急性の条項を適用し、1者見積による随意契約がされていた。</p> <p>指定ごみ袋については、適正に在庫管理された上で、計画的に作製されるべきものと考えられることから、緊急性はなじまないものとする。随意契約について、適正な根拠理由に基づき契約されたい。</p> <p>また、現在の規格であるロール式を前提に、取扱業者が1者に限られるとして業者選定を行っているが、一般的な袋入り平積み式に変更した場合との利便性や経済性も含めた比較検討が望まれる。</p>	<p>亀岡市指定ごみ袋の作製については、在庫管理等を適正に行い、計画的に作製することとした。</p> <p>また、平成28年度は規格についてはロール式に限らず、平積み式も仕様を含めて指名競争入札を行った。</p> <p>今後も利便性や経済性等を比較検討し、仕様に対応可能な業者が限定されないよう努める。</p>
<p>生涯学習部</p> <p>ア 人権啓発課</p> <p>(ア) 医療機器（交流高圧電位治療器）賃貸借契約書において、契約規定に「上記の物件」と記載されているが、契約対象物件の名称、数量を特定する具体的な記載がなかった。</p> <p>今後、契約締結において、規定内容を確認しミス防止されたい。</p> <p>(イ) 市有地占用料において、年度当初に調定した占用料の一部が未収となっていた。年度途中で収納状況の確認が行われず、年度末まで放置される可能性がある。収納状況を適切に管理されたい。</p> <p>(ウ) 馬路文化センターの使用許可手続きにおいて、一部の利用者に対して、1枚の申請書で複数回の施設の予約を行った上で、使用回ごとに料金を分割して収納し、使用許可書が交付されていた。</p> <p>他団体との均衡を失しないよう申請書ごとに使用料を一括前納とし、使用許可書を交付されたい。</p> <p>(エ) 文化センター利用者が使用したコピー実費</p>	<p>次回契約時は、規定内容を十分確認し、記載もれがないよう徹底することとした。</p> <p>未収となっていた占用料は、再度納付を促し、収納を確認した。今後は、収納状況の適切な管理を徹底することとした。</p> <p>使用料を一括前納とし、使用申請書ごとに使用許可書を交付するよう改善した。</p> <p>センター職員が分任出納員としてコピー</p>

<p>の収納において、利用者の利便性・事務の効率化からセンター職員が分任出納員として収納できるよう検討されたい。</p> <p>イ スポーツ推進課</p> <p>(ア) 亀岡国際広場球技場野鳥の森管理委託の契約事務において、契約書に規定する管理委託の範囲を示す書類が添付されていなかった。</p> <p>契約書には、管理委託する範囲は、別に定めると規定されている。</p> <p>契約書の規定に基づき、必要な書類を添付されたい。</p> <p>(イ) 亀岡市体育協会人件費補助金の支出について、補助金額の3/4が前期分として前金払により5月に交付されていた。</p> <p>前金払は、事業完了後に支出する一般原則に対する例外ではあるが、他の財団等の人件費補助についても前金払で支出されているところである。しかし、他の財団等の前金払は、補助額の1/2以下(3回払い・4回払い)となっていることから適正な前金払の額を検討されたい。</p>	<p>実費を収納できるよう、「出納員及びその他の会計職員設置規則」の改正を行った。</p> <p>「亀岡国際広場球技場野鳥の森管理委託範囲図」の不添付の確認漏れがあった。今後、契約書の規定に基づき、必要な書類を添付し、適切な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>亀岡市体育協会人件費補助金の支出については、平成29年度から補助金額の1/2以下を前金払とするべく、亀岡市体育協会と調整を図った。</p>
<p>総務部</p> <p>ア 総務課(選挙管理委員会の予算執行関係事務を含む)</p> <p>本庁舎屋上設置の熱源チラー空気熱交換機修繕について、本庁舎設備運転管理業務を委託している業者と1者随意契約により契約されていた。</p> <p>本工事は、電気設備工事であり、他の業者を含めた競争性による入札執行を行うことも可能であると考えられる。</p> <p>今後、増加が予測される庁舎の維持修繕において、その執行方法については、計画性はもとより費用効果等を検討し適正執行に努められたい。</p> <p>イ 税務課</p> <p>督促手数料及び延滞金の収納管理表の記入に</p>	<p>庁舎施設・設備の修繕については、その実施内容等を精査し、職員人件費等も含め総合的な費用対効果を十分に見極め、原理原則に基づき競争入札を実施し、競争性の確保に努めることとした。</p> <p>また、設備の運転管理上やむを得ず1者随意契約とする場合には、「亀岡市随意契約ガイドライン(平成28年3月企画管理部契約検査課)」に基づき、適正に執行することとした。</p> <p>収入管理表(日計表)については縦罫に</p>

おける記入漏れによる調定誤りがあった。

年度末の決算整理時に是正されるものと考えられるが、入力誤りを防ぎ、また早期に発見するための事務改善や組織としてその都度チェックできる体制の確立を検討されたい。

#### まちづくり推進部

##### ア 都市整備課

都市公園2箇所（亀岡運動公園・さくら公園）の指定管理において、月次報告書の報告者名が指定管理者の代表者名でなく、支配人名で提出されていた。

基本協定書には、指定管理者は毎月終了後10日以内に月次報告書を市に提出しなければならないと定められている。

基本協定書に基づき、指定管理者の代表者名での月次報告書の提出を求めるよう改められたい。

#### 土木建築部

##### ア 桂川・道路整備課

市有地占用料において、年度当初に調定した占用料の一部が未収となっていた。年度途中で収納状況の確認が行われず、年度末まで放置される可能性がある。収納状況の適切な管理に努められたい。

##### イ 土木管理課

(ア) 河川占用料及び奥書証明手数料において、6月以降に調定しているもので、長期間にわたり未収となっているものがあった。

確実に収納されるよう適切な管理に努められたい。

(イ) 奥書証明手数料において、証明書の交付後

日付をとり金額を記入し管理を行ってきた。

この表に曜日欄を加えることにより、土日以外で金額の入らない空欄については、「0」であるのか、記入漏れであるのかを担当自身が再度確認することとし、担当者の入力後、担当者以外の者が再度チェックすることとした。

また、組織体制の充実について更に検討する。

亀岡市都市公園2箇所の管理運営に関する基本協定書に基づき、月次報告書において、指定管理者の代表者名で提出させるよう改善した。（2月10日報告分より）

市有地占用台帳を使用し、収納状況の適切な管理を行うよう徹底した。

条例等に基づき、納付期限を過ぎても未納の場合は支払いを促す等、適切な管理を行うよう徹底した。

財務規則に基づき、適正な事務処理を徹

<p>に手数料は納付されていたが、調定がされていないものがあった。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 建築住宅課</p> <p>(ア) 市有地の目的外使用に係る使用料の納付時期が、5箇月後の使用期間終了後とされていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。</p> <p>特例的な措置を行うには、明確な理由根拠を示し、決裁されたい。</p> <p>(イ) 市営住宅等空き地保全業務委託の決裁書において、契約検査課の合議がなかった。</p> <p>業務委託契約の運用基準では、単価契約であっても執行予定額が事業費50万円以上のものは、契約検査課に合議することと定められている。</p> <p>運用基準に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>底した。</p> <p>財務規則に従い、行政財産の目的外使用許可申請にかかる使用料納入通知書の納期限については、納入通知書を発行する日から14日以内の日を記載することを徹底した。</p> <p>業務委託契約運用基準に基づき、適正な事務処理を徹底した。</p>
---	--

「揭示済」

---

 亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年8月17日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

## 平成27年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>ア 教育総務課</p> <p>(ア) 亀岡市中学校修学旅行引率補助金の交付決定書が、通知文形式により作成されていた。文書事務の手引には、補助金の交付決定通知は指令の形式によると定められている。文書事務の手引に基づき、指令書により通知するよう改められたい。</p> <p>(イ) 亀岡市立小中学校教員にかかる健康診断及び結核検診業務委託について、1者随意契約により業務委託されていた。昨年度は4者で見積執行し、2者の辞退はあったものの2者の見積比較により、業者が決定されていた。今年度に1者のみを受託可能と特定した根拠が定かでなく、可能な限り競争性を確保する中で、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>エ 学校給食センター</p> <p>アレルゲン管理システム構築業務の契約事務において、時価に比して著しく有利な価格を理由とする随意契約の条項が適用されていたが、価格比較の根拠が不十分であった。随意契約を適用するにあたっては、根拠を明確にし、慎重に検討することが求められている。今後は、プロポーザル方式の手法も選択肢の1つとして検討し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>キ 文化資料館</p> <p>(ア) 文化財冊子及び亀岡市史の販売において、領収書が希望者のみに交付されていた。財務規則には、出納機関は、現金を受領したときは、領収証書を当該納入者に交付しなければならないと定められている。規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 亀岡市史の在庫管理において、台帳のみで</p>	<p>平成28年度亀岡市中学校修学旅行引率補助金の交付決定について、文書事務の手引に基づき、指令書による通知を行った。</p> <p>平成28年度健康診断及び結核診断業務委託について、亀岡市登録業者の中から選定し、入札を行った。</p> <p>今後随意契約の実施にあたっては、契約方法の検討や価格比較資料等に基づく比較根拠を明確にすることとした。改善策の一つとして、給食調理・配送等の業務委託について、平成27年12月にプロポーザルによる業者選定を行うなど随意契約の適正な執行に努めた。</p> <p>財務規則に沿って、冊子等購入者に対して、領収証書を交付するようになった。</p> <p>年に1回、台帳の在庫数と現物の在庫数</p>

<p>在庫数の確認を行っており、現物での在庫数の確認が行われていなかった。</p> <p>在庫管理は、台帳の在庫数と現物の在庫数が合致しているかを確認することが大切である。年に一度は台帳の在庫数と現物の在庫数の確認をされたい。</p> <p>なお、亀岡市史全巻完成後10年が経過したが、多くの在庫が生じている。生涯学習かめおか財団との連携や様々な生涯学習機会を捉えた販売方法を検討するなど在庫の販売促進に引き続き努められたい。</p>	<p>の確認を実施した。</p> <p>講演会や展示会にて、亀岡市史に掲載されている資料を具体的に紹介するなど、これまでも様々な機会に、亀岡市史のPRに努めた。今後も一層、販売促進に努める。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年8月17日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

平成27年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部 環境クリーン推進課</p> <p>補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 補助金確定において、人件費支払内訳書等の支払い内容の明細が確認できる書類が不十分であった。</p> <p>支払い内容の明細等が確認できる書類の提出を求めるなど補助事業の実施内容を適切に</p>	<p>平成27年度の実績報告から、人件費個々の明細がわかる書類の提出により確認できるよう改善した。</p>

<p>確認できるよう改善されたい。</p> <p>生涯学習部 市民力推進課</p> <p>補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 勤務日振替簿等の勤務管理に関する書類において、鉛筆書きや確認印漏れのものがあった。</p> <p>証拠書類として不備がなく適正な事務処理となるよう指導することにより改善されたい。</p>	<p>今後は適正な事務処理と確認を徹底するよう指導した。</p>
--	----------------------------------

「揭示済」



# 教育委員会欄

## 告示

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱を次のように定める。

平成28年8月15日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を推進している小規模校において、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びに保護者が特に希望する場合に、一定の条件を付して通学区域（児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）第2条に規定する通学区域をいう。以下同じ。）外の就学予定者等が就学することを認めることにより、心身の健やかな成長を図り、豊かな人間性を培うとともに、複式学級の解消など学校の活性化を図ることを目的とする。

(小規模特認校の指定)

第2条 通学区域外の就学予定者等を受け入れる亀岡市立学校（以下「小規模特認校」という。）を次のとおり指定する。

- (1) 東別院小学校
- (2) 西別院小学校

(運用)

第3条 小規模特認校の指定については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請により、当該小規模特認校に就学指定校を変更することを認めるものとする。

(就学条件)

第4条 前条の申請を行おうとする就学予定者等及び保護者は、次の各号の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 就学予定者等及び保護者が、亀岡市内に居住している。又は、就学までに転入する見込みがあること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動、PTA活動等に賛同し、協力すること。
- (3) 保護者の責任と費用負担において通学させること。ただし、スクールバスを利用する場合は、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた内容に従うこと。
- (4) 原則として卒業するまで就学すること。

(転入学期日)

第5条 小規模特認校への転入学の期日は、毎年4月1日を原則とする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ転入学できる各学年の就学予定者等の数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と当該小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校転入学申請書（別記第1号様式）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。児童が転学を希望すると

きは、当該児童が在籍する学校の校長が作成する転学に係る意見書（別記第2号様式）を添付するものとする。

- 2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、受入れに係る意見書（別記第3号様式）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

（審査及び通知）

第8条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、小規模特認校の就学の可否について審査し、その結果を小規模特認校転入学許可通知書（別記第4号様式）又は小規模特認校転入学不許可通知書（別記第5号様式）により申請者、当該小規模特認校の校長及び当該児童が在籍する学校の校長に通知するものとする。

（就学の許可の取消）

第9条 教育委員会は、小規模特認校の就学を許可した後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条の就学条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校転入学許可取消通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（公開抽選）

第10条 就学予定者等の数が、第6条に定める学年ごとの受け入れ数を超えた場合は、公開の抽選により受け入れる就学予定者等を決定するものとする。

（中学校入学）

第11条 小規模特認校に就学し、卒業した児童は、特に希望する場合は、当該小規模特認校の通学区域内の中学校に入学することができるものとする。

- 2 前項の場合は、就学指定校変更の手続きを行わなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市教育委員会

保護者氏名

㊤

小規模特認校転入学申請書

次とおり、小規模特認校への就学を申請します。

住所	〒 亀岡市			
就学予定者等氏名	ふりがな	保護者からみた続柄		
	性別	生年月日	年月日	電話番号
希望校	男・女	学校	学年(新年度)	第 学年
希望理由				
通学経路	片道の所要時間：約 分 自宅～ ～学校			
就学条件	全てに✓してください。 <input type="checkbox"/> 就学予定者等及び保護者が、亀岡市内に居住している。又は、就学主に転入する見込みがあること。 <input type="checkbox"/> 通学する小規模特認校の教育活動、PTA活動等に賛同し、協力すること。 <input type="checkbox"/> 保護者の責任と費用負担において通学させること。ただし、スクールバスを利用する場合は、亀岡市教育委員会で定めた内容に従うこと。 <input type="checkbox"/> 原則として卒業するまで就学すること。			

第2号様式（第7条関係）

号 日  
年 月

(宛先) 亀岡市教育委員会

亀岡市立  
校長 園

意見書

小規模特認校への就学を希望する児童に係る意見書を提出します。

就学予定者等氏名	ふりがな	学年	学年
	氏名	続柄	
保護者	〒 亀岡市	住所	
意見			

※ 本書は、現在、在籍している学校長において封緘のうえ、保護者に交付してください。

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

亀岡市教育委員会 印

小規模特認校転入学許可通知書

次のとおり、小規模特認校への転入学を決定したので通知します。

就学予定者等 氏名	ふりがな	性別	男・女
生年月日	年 月 日		
学 校 名	亀岡市立	学 年	第 学年
転入学期日	年 月 日		
備 考			

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 日  
号

(宛先) 亀岡市教育委員会

亀岡市立  
校長 印

意 見 書

本校への就学を希望する就学予定者等に係る意見書を提出します。

就学予定者等 氏名	ふりがな	学 年	第 学年
保 護 者	氏名	続柄	
	〒	住所	
	亀岡市		
意 見			

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

亀岡市教育委員会 印

小規模特認校転入学不許可通知書

次のとおり、小規模特認校への転入学を不許可としたので通知します。

不許可とした理由	
----------	--

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があった日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

亀岡市教育委員会 印

小規模特認校転入学許可取消通知書

次のとおり、小規模特認校への転入学許可を取り消しましたので通知します。

転学予定者等氏名	ふりがな	性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所					
学校名	亀岡市立	学年	第 学年		
取消期日	年 月 日から				
取消理由					

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第47号

平成28年9月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成28年8月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局

2 縦覧の期間 平成28年9月3日から  
同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成28年8月9日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
256	つつじ住設	代表 芝 尚人	亀岡市西つつじヶ丘美山台1丁目3番地41

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成28年8月9日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成28年8月9日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
281	株式会社 つつじ住設	代表取締役 芝 尚人	亀岡市内丸町26 番地41

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

平成28年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成28年8月22日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
287	正興住建 株式会社	代表取締役 股部 宜一	京都市南区吉祥院 石原上川原町59

「揭示済」